

個人情報保護委員会（第40回）議事概要

- 1 日時：平成29年6月30日（金）10：30～12：00
- 2 場所：個人情報保護委員会 委員会室
- 3 出席者：堀部委員長、阿部委員、嶋田委員、熊澤委員、丹野委員、手塚委員、加藤委員、大滝委員、宮井委員、大島専門委員、其田事務局長、福浦総務課長、山本参事官、坂巻参事官、小川参事官

4 議事の概要

（1）議題1：EU加盟国のデータ保護機関との対話・調査結果について

大島専門委員から、資料に基づき説明があった。

熊澤委員から「6月16日に決定した個人情報保護法第24条に基づく外国指定に当たっての判断基準として盛り込むことを検討している項目として、個人情報保護機関の必要な執行態勢の確保がある。仮にEUを指定するケースを考えても、執行態勢についての確認、また執行連携が取れるという確認が必要であるため、引き続き他の加盟国のデータ保護機関についても調査を進めていきたい」という旨の発言があり、嶋田委員から「委員会の設立により、我が国の個人情報保護制度やその現状について、体系的・包括的に話ができることが有益。また、認定個人情報保護団体制度などに対し各国が高い関心を示しているということが今回の報告で明らかとなった。各国の監督手法にはそれぞれ異なる特色があり、お互い参考となる部分もあるため、引き続き情報共有を図り、より良い関係構築を進めていきたい」という旨の発言があった。また堀部委員長から、「日EU間相互の個人データの円滑な移転を図る枠組みの構築に向けて、引き続き各国データ保護機関等との意見交換や情報収集を進めてまいりたい」という旨の発言があった。

（2）議題2：情報連携の対象となる独自利用事務の事例の拡大について

事務局から、資料に基づき説明を行った。

阿部委員から「独自利用事務の情報連携の事例拡大について、地方公共団体からの要望に対して委員会として迅速に対応していくとともに、独自利用事務の情報連携が住民の利便性向上に資するものであるというメリットを、地方公共団体と協力してきちんとアピールしていくことが重要」という旨の発言があった。

これに対し事務局から「地方公共団体からの要望に対して引き続き迅速に対応していくとともに、独自利用事務の情報連携の利便性についても添付書類の削減など目に見える形でお示してまいりたい」という旨を述べた。

堀部委員長から「独自利用事務の活用推進により、マイナンバー導入のメリットが発揮され、国民に実感いただけるよう、地方公共団体と連携して取

り組んでまいりたい」という旨の発言があった。
事例の拡大について、原案のとおり了承された。

(3) 議題3：情報提供ネットワークシステムに記録される情報照会結果等の
報告について

事務局から、資料3に基づき説明を行い、総務大臣に対して報告を求める
こととなった。

(4) 議題4：その他

事務局から、社会保険診療報酬支払基金及び全国健康保険協会の評価の
実施時期協議について説明があり、本協議について了承された。

以上